第四十三条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二　第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四　第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五　第二十五条第二項又は第二十七条の規定に違反して、決定を行ったとき。

六　第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七　第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八　第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条　第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

8　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二十一条第一項（登記）の委員」とする。

（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。

第十章中第百十四条の次に次の一条を加える。

（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正）

第百十四条の二　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

政　令

生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十四号

生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活保護法施行令の一部改正）

第一条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（政令で定める事項）

第二条の二　法第二十九条第一項第一号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第三条の表法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品の項の前に次のように加える。

法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者